

Tax Newsletter, Issue no. 3/2018

2018年4月から6月までの 税務動向

In this issue:

- 2018年4月から6月までの税務動向
- タイ・フィリピン間の改定租税条約が2019年1月1日から適用
- 最高裁判決 - 興味深い判例のご紹介

1. 追加の費用控除 / その他の控除

1.1 特定地域で開催するセミナー、研修および旅行費用

観光スポーツ省はチョンブリーやアユタヤの他にチャイナート、ターク、ウドンタニ、チュムポー、パッタラン、チェンライといった55の地域をTier 2地域と定めています。

Tier 2地域におけるセミナーや研修および観光を推奨し、タイ国の経済発展を進めるため、Tier 2地域でのセミナーや研修の開催および観光にかかる以下の費用は追加の費用控除の対象となります。

- 国内で開催されるセミナーおよび国内旅行の費用(法人所得税)

勅令第656号により、2018年1月1日から12月31日の期間において、上記地域におけるセミナー会場費、宿泊費、交通費、その他セミナー関連費、従業員研修費、政府公認の旅行代理店やガイドに対してセミナーおよび研修関連費用として支払われた費用に対して、法人所得税計算上、100%の追加所得控除が認められます。

- タイ国内旅行費、ホテル宿泊費やホームステイ費(個人所得税)

財務省令第335号により、2018年1月1日から12月31日の期間に上記地域にて支払われたタイ国内旅行費、ホテル宿泊費およびホームステイ費は合計15,000バーツを上限として個人所得税の所得控除が認められます。

1.2 生産工程やサービスの基礎となる技術を使用する「ターゲット産業」への投資

タイ国立科学技術開発庁(NSTD)が規定する生産工程やサービスの基礎となる技術を使用する「ターゲット産業」を促進させるための優遇税制が同庁より承認されています。

財務省令第337号により、2018年1月1日から2019年12月31日の期間に、適格会社の設立または増資に際して個人が株式投資を行った場合には、各課税年度において10万バーツを上限として、実際に支払われた金額と同額の個人所得税の所得控除が認められます。

この省令における「個人」には非登録普通パートナーシップ、法人格のない

団体、故人の財産の未分割部分は含まれません。また、継続不可能な状況または死亡の場合を除き、投資した適格会社の株式は支払い日から 2 年以上保有することが求められています。

この恩典の対象となる適格会社とは、2015 年 10 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までの間にタイ法に基づき設立され、個人が投資を行っているいずれの会計期間においても、年度末の払込資本金が 500 万バーツ以下であり、かつ、商品の販売およびサービスの提供による収益が 3,000 万バーツ以下の会社またはパートナーシップとされています。

さらに、適格会社には各会計年度の総所得の 80%以上がターゲット産業から生じていることが求められています。

個人が投資した会社が上記の条件を満たさない場合、その課税年度における当該制度に基づく個人所得税の税務恩典は与えられないこととなります。

NSTD が規定および承認している生産工程やサービスの基礎となる技術を使用する「ターゲット産業」は以下の通りです。

- 食品、農業
- 省エネ、代替エネルギー、クリーンエネルギー
- バイオテクノロジー
- 医療、公衆衛生
- 観光、サービス、創造的な経済活動
- 高機能材料
- 繊維、衣服、アクセサリ
- 自動車および自動車部品
- エレクトロニクス、コンピュータ、ソフトウェア、IT サービス
- 研究、開発、イノベーション、新産業

1.3 官民協力プロジェクト支援のための費用

2017年1月1日以降に開始する会計年度から2018年12月31日までの間に、官民協力プロジェクトのため、またはその支援のためにタイ商工会議所に支払われた費用は、費用を支出した会社の純

利益の5%を限度として法人税の所得控除を認める勅令第657号が発行されました。

ここでいう「純利益」とは、追加の所得控除（教育省の承認を受けた教育プログラムの支援費用、レクリエーション活動支援のための費用等で純課税所得の10%を限度とする）を行った後の税務上の純利益（ただし、歳入法典第65条3項で示す慈善、公益、教育、スポーツのための寄付金の控除前の純利益）となります。

1.4 託児所設置費用

従業員の福利厚生として、2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間に事業所内に託児所を設置した場合、その支出額について 100 万バーツを上限として 100%の法人税の追加所得控除を認める勅令第 659 号が発行されました。

1.5 教育省に認可された教育プログラム支援のための費用に関する改定

2004 年 8 月 25 日以降、教育省の認可した政府教育機関および民間教育機関の支援のための費用について、個人および法人に対して 200%の所得控除を認める勅令第 420 号が発行されていました。

さらに、上記の教育機関に対する寄付として資産の移転または法的文書の締結が行われる場合には、寄付を行う者が当該寄付行為により得る収益に対して、法人所得税、個人所得税、VAT、特定事業税および印紙税の免除が付与されています。しかし、寄付を行った者は譲渡資産の原価を所得計算上の費用として所得から控除することはできません。

国家平和協議会の要請により、教育省が認可した海外の高等教育機関を上記制度の対象に含めるとした勅令第655号は2018年1月1日に発効しました。

1.6 妊産婦ケアおよび出産費用

妊婦またはその配偶者が妊産婦ケアおよび出産に支払った代金について6万バーツを上限として個人所得税の所得控除を認める財務省令第338号が発行されました。各支払いが同税務年度内

に行われなかった場合は、実際に支払われた金額が各税務年度において控除できますが、控除できる金額は合計で6万バーツが上限となります。

この省令は2018年1月1日に発効しました。

2. その他の改定

2.1 電子タックスインボイスや電子領収書の送付に関する改定

「電子タックスインボイスと電子領収書の作成、送付、保管に関する規制 B.E.2560(2017年)」によると、VAT 登録事業者は電子商取引法 B.E.2544(2001年)の15項から24項に従って顧客へ送付すべきタックスインボイスおよび領収書を電子化されたフォーマットにより作成することが可能です。

2018年4月30日に2017年規制の改定が発表され、VAT登録事業者の顧客が、電子タックスインボイスおよび電子領収書といった電子化文書を望まない場合には、代替方法が認められることになりました。この改定により2018年1月1日以降、VAT登録事業者は電子タックスインボイスや電子領収書に以下の文章を記載することにより、プリントアウトした紙文書を使用することができます。:

「この文書の作成および歳入局への提出は電子形式により遂行されています。」

上記文章を電子的手段、ゴム印、インク、タイプライター等で追加し顧客に送付します。

結果として、このように作成され、顧客に送付された紙の電子タックスインボイスや電子領収書は、当該規制下における正式書類と見做されます。

2.2 生産工程やサービスの基礎となる技術を使用する「ターゲット産業」の支援のための税制上の優遇期間の延長

Tax Newsletter No. 2/2016 および Tax Newsletter No. 1/2017 で案内した中小企業 (SME) 振興支援に向けた税務恩典は、2015年10月1日から2017年12月31日に設立された会社または法人格を有するパートナーシップに付与されていました。

勅令第658号の発行により、対象設立期間が2018年12月31日まで延長されました。

2.3 障害をもつ外国人居住者に所得税免除を付与

障害者エンパワーメント省発行の障害者証明書の交付を受けている65歳未満の障害のある外国人居住者に対し、個人所得税の免除を付与する財務省令第336号が発行されました。課税免除となる所得の上限は年間190,000バーツです。

2017年1月1日以降の所得が恩典の対象となります。

過去のタックスインサイトにてご案内済の税務ニュース(過去のタックスインサイト

<https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-insights.html>)

- 商業銀行の合併、買収等の企業結合を促進するための施策を内閣が承認 (Tax Insight No. 05/2018)
- 一定の条件を満たす場合には法人所得税のオンライン申告時の監査

済み財務諸表の提出が不必要に (Tax Insight No. 07/2018)

- デジタルトークンや仮想通貨取引から発生した利益が課税対象に (Tax Insight No. 08/2018)

タイ・フィリピン間の改定租税条約が 2019年1月1日から適用

歳入局ウェブサイトによると、タイ・フィリピン間の改定租税条約は2018年3月5日に発効し、2019年1月1日以降開始の課税年度から適用されます。それに伴い、現行の租税条約は改定租税条約に置き換えられます。

改定租税条約の重要な変更点については Tax Newsletter No.8/2015 をご参考ください。

興味深い最高裁判例

事例:全部事業譲渡により生じた営業権(Goodwill)は課税対象所得に(最高裁判決 No. 8943/2560)

事実

原告は医療品および医薬品を販売する VAT 登録事業者であり、2007年7月1日を発効日とする全部事業譲渡契約を B 社と締結しました。

独立鑑定人である A 社は原告の事業の市場価値を 998 百万バーツと鑑定しました。原告の純資産の帳簿価額は 293,300,378.95 バーツ(以下、293 百万バーツと表記)であったため、譲渡事業にかかる営業権は 704,699,621.05 バーツ(以下、705 百万バーツと表記)であると契約書に記載されました。つまり、B 社は原告に対して当該事業譲渡にかかる対価として 998 百万バーツを支払い、原告は純資産の帳簿価額よりも 705 百万バーツ高い対価を受領したことになります。

原告は 2007 年の会社解散後における法人税申告書上、事業譲渡から生じた 705 百万バーツを、歳入法典第 74 (1)(b)および(c)に従い、非課税所得として申告しました。

その後に実施された税務調査において、原告が受領した対価と純資産の帳簿価額との差額である 705 百万バーツは、歳入法典第 65 条に基づき課税所得に含めなければならないとの指摘が歳入局よりなされました。

最高裁判決

最高裁判所は以下の理由から、原告は事業譲渡から生じた 705 百万バーツの収益を、歳入法典第 65 条に基づき、課税所得に含めなければならないと判決しました。:

1. 原告の清算人は、譲渡資産の市場価値は総資産額(1,081,368,626.10 百万バーツ)であると主張しました。しかし、総資産から負債(788,068,247.15 百万バーツ)を差し引いた後の純資産額である 293 百万バーツもまた市場価値と考えられます。

B 社は原告の事業を、純資産の市場価値より 705 百万バーツ高い 998 百万バーツで買収しました。一般的にこれは資産または事業の売却から生じた収益として取り扱われるべきものです。

2. 鑑定人である A 社はインカムアプローチにより原告の資産価値を算出しました。つまり、将来収益は原告の資産または資産グループから発生し、明確に識別されるものとして資産価値に含められています。ここでの将来収益は営業権を意味するものではなく、また営業権の評価手続が明確に行われたわけでもありません。仮に営業権が存在していたとすれば、その評価は明確に行われるべきでした。さらに、705 百万バーツは営業権であるとする原告の主張は、A 社による評価結果と比較しても合理性が認められません。加えて原告は、B 社が支払った対価が譲渡事業の純資産価値より高い理由や、その対価が譲渡事業の市場価値であることの説明を行うことができませんでした。また、原告は営業権の金額 705 百万バーツが、会社及び譲渡事業から純資産を控除した額と等価であることの根拠を説明しませんでした。

3. タイ国会計基準(以下、TAS と表記)No. 43 (2007 年改訂版) および TAS 51 (2007 年改訂版) によると、原告は 705 百万バーツの営業権を、譲渡事業の市場価格を評価する際に資産とみなして認識することはできません。これは、原告が事業譲渡

契約書、損益計算書、財務諸表およびその注記において、705 百万パーツを資産の売却により生じた収益として公表していることと整合します。

さらに、歳入法典第 74(1)(b)に基づくと、市場価格で評価されることになる資産は譲渡会社の帳簿に計上されていなければなりません。会社が新設合併する場合、設立された新会社は合併時点における被合併会社の資産の帳簿価額を引き継ぐこととなります。

しかし、原告のケースは B 社に事業が売却されたものであり、原告は営業権を当初から資産として認識していたものと扱うことはできません。B 社もまた営業権が原告の帳簿に計上されていたものと扱うことはできません。したがってこのケースは、歳入法典第

74(1)(b)および(c)に基づく、純利益に含めることが求められない市場価値の評価には該当しません。

4. 原告は事業資産を 998 百万パーツで B 社に売却しました。これは、歳入法典第 74 (1) (b) に基づく新設合併に伴う資産評価とは異なります。さらに、原告には 705 百万パーツという事業譲渡に伴い発生した特定の金額の利益があり、これは、原告の損益計算書に明確に記載されていました。そのため、当該利益は歳入法典第 39 条に基づき、原告の事業から生じた課税所得とみなされることとなります。

Contact us

<ul style="list-style-type: none"> • Tax Mergers and Acquisitions/ Tax Structuring 	<ul style="list-style-type: none"> • Paul B.A. Stitt, <i>Partner ext. 1119</i> • Vanida Vasuwanichchanchai, <i>Partner ext. 1303</i> • Prema Ramachandra Rao, <i>Associate Partner ext. 1156</i> • Orawan Phanitpojjamarn, <i>Associate Partner ext. 1017</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Tax Reporting & Strategy 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i> • Sudarat Isarakul, <i>Associate Partner ext. 1024</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Indirect Tax Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Business Process Outsourcing Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somsak Anakkasela, <i>Partner ext. 1253</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Transfer Pricing 	<ul style="list-style-type: none"> • Peerapat Poshyanonda, <i>Partner ext. 1220</i> • Janaiporn Khantasomboon, <i>Partner ext. 1437</i> • Niphan Srisukhumbowornchai, <i>Partner ext. 1435</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Tax Dispute Resolution 	<ul style="list-style-type: none"> • Niphan Srisukhumbowornchai, <i>Partner ext. 1435</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i> • Sudarat Isarakul, <i>Associate Partner ext. 1024</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Financial Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Orawan Fongasira, <i>Partner ext. 1302</i> • Ornjira Tangwongyodying, <i>Partner ext. 1118</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Legal Services/ BOI Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Somboon Weerawutiwong, <i>Lead Partner ext. 1247</i> • Vunnipa Ruamrangsri, <i>Partner ext. 1284</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Japanese Business Desk (JBD) 	<ul style="list-style-type: none"> • Atsushi Uozumi, <i>Partner ext. 1157</i>
<ul style="list-style-type: none"> • U.S. Tax Desk 	<ul style="list-style-type: none"> • Thirapa Glinsukon, <i>Associate Partner ext. 1318</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Global Mobility Services 	<ul style="list-style-type: none"> • Jiraporn Chongkamanont, <i>Partner ext. 1189</i>
<ul style="list-style-type: none"> • Customs & Trade 	<ul style="list-style-type: none"> • Paul Sumner, <i>Partner ext. 1305</i> • Nu To Van, <i>Partner ext. 1353</i>

15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80 South Sathorn Road, Bangkok 10120

Tel: +66 (0) 2844 1000 Fax: +66 (0) 2286 6666

Website: <http://www.pwc.com/th>

Editor:

Vanida Vasuwanichchanchai, *Partner ext. 1303*

E-mail: vanida.vasuwanichchanchai@th.pwc.com

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at <https://www.pwc.com/>

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

<日本企業部>

魚住篤志	atsushi.uozumi@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1157
武部純	jun.takebe@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1209
桑木愛子	aiko.kuwaki@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1186
熊崎裕之	kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1269
名賀石 樹	tatsuki.nakaishi@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1366
松下駿太郎	matsushita.shuntaro@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1466
玉木寿典	tamaki.toshinori@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1470
細野若菜	wakana.hosono@th.pwc.com	電話：(66) 2844-2102
森岡青紀	aoki.morioka@th.pwc.com	電話：(66) 2844-1288

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.